

平成十八年二月二十一日受領  
答 弁 第 六 五 号

内閣衆質一六四第六五号

平成十八年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の管轄権に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の管轄権に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省において作成された対外応答要領においては、外務省職員が、事後的に「中央クリル漁業資源監督局」が発給した「許可証」を一方的に渡され、これを受け取った点について、適切さを欠くものであったとされている。

二について

御指摘の外務省職員に対して、口頭により嚴重な注意を行った。

三について

お尋ねの対外応答要領は、択捉島におけるプレハブ仮設レントゲン室建設の作業に同行していた外務省職員が、事後的に「中央クリル漁業資源監督局」が発給した「許可証」を一方的に渡されることとなったこと、当該外務省職員が「中央クリル漁業資源監督局」から「許可証」を受け取ったことは適切さを欠くものであったこと等を内容としている。

四について

外務省職員が「許可証」を求めたとの事実は、確認されていない。